

個人情報保護法の改正に伴う世田谷区個人情報保護条例の主な課題について

1 主旨

国は、自治体ごとに異なる個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定するとして「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）を改正した（地方公共団体に関する改正は令和5年度施行予定）。

区では、この法改正に伴い、区の個人情報保護条例の改正について検討を行っているが、法の解釈などについて、現時点では不明瞭な部分が多く、国が今後示すとしているガイドライン等の情報収集に努めている状況にある。今後の検討の基礎資料として、法と現行条例の相違点等について整理したので報告する。

2 区の個人情報保護条例における主な検討課題

別紙のとおり

3 区の個人情報保護制度等の見直しに向けた今後の取組み

改正法の解釈等詳細について、引き続き、国、東京都、他区などからの情報収集に努めるとともに、情報公開・個人情報保護審議会と情報共有を図り、個人情報保護条例における課題等について意見聴取し、検討を進めていくこととする。

4 今後の主なスケジュール（予定）

| | | |
|------|----|--|
| 令和4年 | 春頃 | 改正法の政令・規則の公布及びガイドライン等の公表 |
| | 5月 | 企画総務常任委員会（個人情報保護法改正に伴う区の個人情報保護制度等の見直しに向けた検討状況について） |
| | 9月 | 企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（素案）） 区民意見募集 |
| 令和5年 | 2月 | 企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（案）） 令和5年第1回区議会定例会（個人情報保護条例等改正（案）提案） |
| | 4月 | 改正個人情報保護条例等の施行 |

区の個人情報保護条例における主な検討課題

1 情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項に関する取扱い

(1) 収集禁止事項

① 世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）

条例では、思想、信条及び宗教に関する事項、社会的差別の原因となる事実に関する事項等の収集禁止を定め、原則として、当該事項の収集を禁止し、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。

② 改正個人情報保護法（以下「法」という。）

法では、「要配慮個人情報」の定義（人種、信条、社会的身分等）を定めているものの、法には収集禁止事項に係る規定は存在しない。個人情報の取扱いについて、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って取得することができることとし、また、不適正な取得を禁止するなどし、個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られるとしている。

(2) 本人外収集

① 条例

条例で本人収集を原則として定め、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。

② 法

法では、本人外収集の禁止規定は存在しない。行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとし、適正な取得について規定している。

(3) 外部委託

① 条例

外部委託を行う場合には、原則として、審議会に意見を聴くとともに、個人情報を保護するため必要な措置を講じている場合等に、外部委託を可能としている。

② 法

法には、外部委託を行う場合に、審議会に意見を聴く規定は存在しない。国は、外部委託に関する法の趣旨は、委託を受けた受託事業者は行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課されているとしている。

(4) 目的外利用・外部提供

① 条例

条例で本人同意を原則として定め、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に、目的外利用及び外部提供を可能としている。

② 法

法では、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとしている。

(5) 電子計算機への記録

① 条例

電子個人情報ファイルとして、区の電子計算機に個人情報の項目を記録する場合には、原則として、セキュリティを確保した上で審議会の意見を聴くことにより電子計算機への記録を可能としている。

② 法

法には事前諮問に関する規定は存在しない。

(6) 回線結合

① 条例

条例では原則として、審議会に事前諮問を行うこととしている。

② 法

法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護措置を図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。従来個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとしている。

2 情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取事項及びあり方

(1) 審議会の意見聴取事項

① 条例

条例では審議会に対して様々な諮問事項を定めている。

② 法

法では、「特に必要であると認めるとき」に限定して、審議会に諮問することを許容しており、個別案件の個々の諮問を想定していない。なお、国が想定する「特に必要があると認めるとき」とは、以下のものである。

ア 定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで、個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

イ 地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

(2) 構成員・人数

① 条例

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例では、14名以内の委員構成を定めている。

② 法

委員の人数等に係る規定は存在しない。

3 個人情報ファイル簿の作成・公表に関する取扱い（新規）

(1) 条例

条例で「業務の登録」及び「個人情報登録簿の公表」に関する事項を規定している。また、同条例施行規則において、「個人情報業務登録票」、「個人情報ファイル票」、「外部委託記録票」、「目的外利用記録票」、「外部提供記録票」の作成義務を規定している。

(2) 法

保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないと規定された。

4 自己情報の開示、訂正及び利用停止における代理人の取扱い

(1) 条例

条例では、本人以外の開示等請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人であれば本人に代わって開示請求することができる旨を規定しており、任意代理人の請求を認めていない。

(2) 法

法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示請求することができる旨を規定し、任意代理人の請求を可能としている。

5 匿名加工情報制度の導入（区は任意事項）

(1) 条例

匿名加工情報に関する規定は存在しない。

(2) 法

法で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、法附則により、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けている。他の地方公共団体については、任意の事項としている。

6 議会の取扱い（法は適用外）

(1) 条例

条例では、実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の6機関を定めている。

(2) 法

法では、地方議会は、国会と同様、法の適用対象外とされており、議会における個人情報取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとしている。

7 国の個人情報保護委員会の関与等（新規）

(1) 条例

国の個人情報保護委員会に関する規定は存在しない。

(2) 法

法の規定により、今後は自治体に対して国の個人情報保護委員会の関与がある。具体的には、法では、国の個人情報保護委員会からの監視、指導・助言、勧告に関する規定がおかれ、一定程度の事項につき、国の個人情報保護委員会への報告義務等が課された。